

規制区域指定日をまたぐ工事の取扱いについて

倉敷市では、令和7年4月1日から盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、事務を開始する予定です。

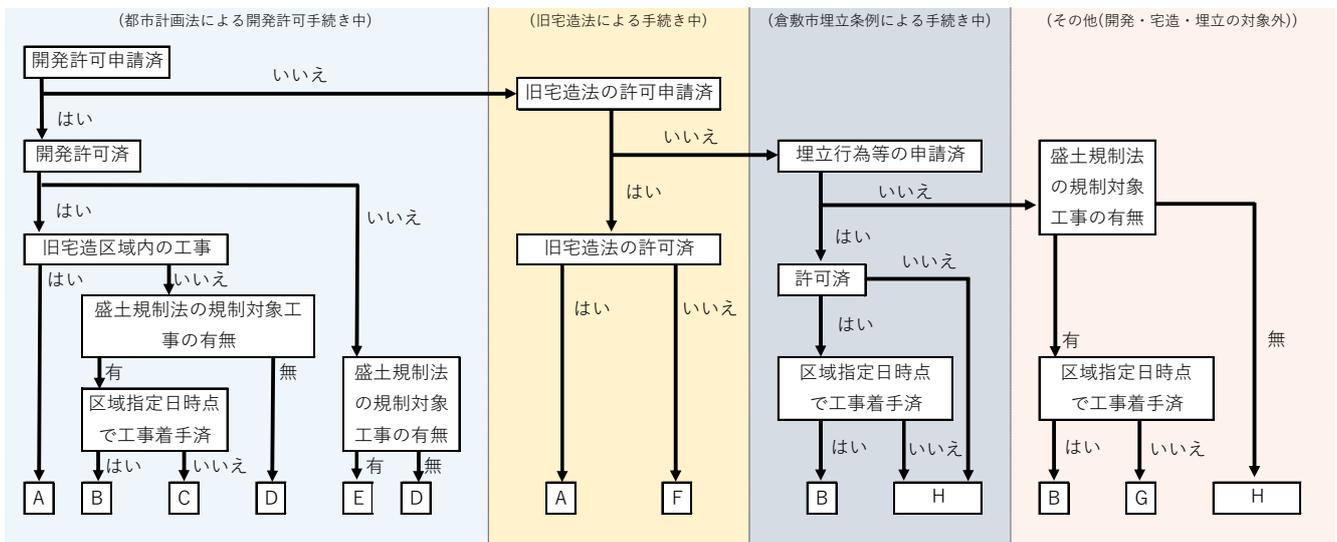
規制区域指定日時点の許可取得状況や工事着手状況により必要な手続きが異なり、再度許可申請等が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

各工事での取扱いについては、下記【フローチャート】及び裏面【規制区域指定日前後の取扱い】でご確認ください。

【盛土規制法の規制対象工事】 ※盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地は対象外

土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い 高さが 2m超 の 崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積 一時的な	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの	
	イメージ図					

【フローチャート】 ※区域指定日時点の状況で判断 工事完了までの手続きが区域指定日前後をまたぐ工事が対象 盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事は対象外



裏面の【規制区域指定日前後の取扱い】でそれぞれの区分に応じた手続きをご確認ください

その他

- ・手続き・様式・手数料や技術基準等について、準備が出来次第、随時掲載します。

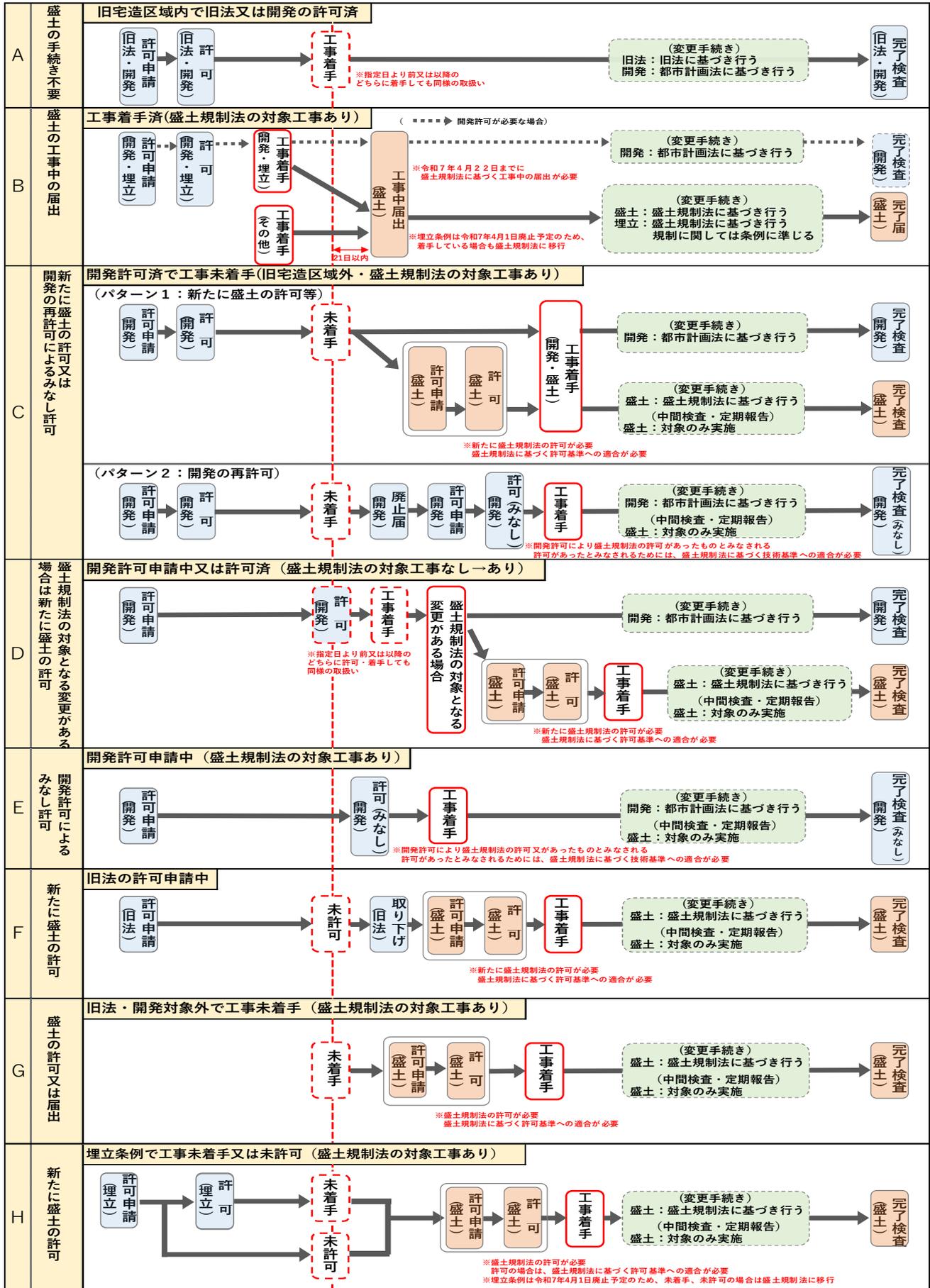
＜お問い合わせ先＞

倉敷市建設局都市計画部開発指導課

TEL : 086-426-3485 Mail : devg@city.kurashiki.okayama.jp

【規制区域指定日 (R7.4.1) 前後の取扱い】

区域指定日(令和7年4月1日)



※旧法: 宅地造成等規制法 開発: 都市計画法 盛土: 宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称: 盛土規制法)

旧法・開発関係の手続:

盛土関係の手続:

変更手続きや中間検査・定期報告の取扱い